

テーマ1 情報公開（公文書の開示等）

1 制度等の概要

本県では、県政に対する県民の理解と信頼を一層深めるため、平成5年1月から「山形県公文書公開実施要綱」に基づき、県が保有する公文書の公開を実施してきたが、「公文書の開示を求める県民の権利とこれに応じる県の義務」を定めることにより「県政について説明する県の責務」が全うされ、「県民の県政に対する適正な評価の確保と参加の促進」を図るため、平成9年12月に「山形県情報公開条例」を制定し、それに基づき情報公開を行っている。

(1) 目的（第1条）

県の保有する情報を提供することにより、県民の県政に対する適正な評価を得て、県政への参加を促す。

(2) 実施する機関（第2条第1号）

知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、企業管理者、病院事業管理者、県が設立団体である地方独立行政法人（山形県・酒田市病院機構、公立大学法人山形県立保健医療大学、山形県公立大学法人（米沢栄養大学、米沢女子短期大学））

(3) 対象となる情報（第2条第3号）

実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、その他の記録媒体（※）であって、実施機関の職員が組織的に用いるものとして実施機関が保有するもの

（※） フィルム、コンピュータ用磁気テープ、FD、HD、ビデオテープ、録音テープ、録音ディスクなど

(4) 開示請求権者（第4条）及び実施機関の開示義務（第5条）

何人も、原則として実施機関が保有する全ての公文書の開示を請求可能（請求を受けた実施機関は、一定の不開示情報がある場合を除き、請求に係る公文書を開示しなければならない。）

(5) 不開示情報（第6条）

第1項

- ①法令秘情報：法令等により公にしてはならないとされている情報
- ②個人に関する情報：特定の個人が識別され得る情報
- ③法人等に関する情報：経営上のノウハウ等法人等の正当な利益を害するおそれがある情報
- ④公共安全維持情報：人の生命保護や犯罪の予防・捜査等に支障を及ぼすおそれがある情報
- ⑤意思形成過程情報：審議等の途中で、公にすると混乱を生じさせる等のおそれがある情報
- ⑥行政執行情報：開示すると事務事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれのある情報
- ⑦国等関係情報：開示すると国や市町村との協力・信頼関係を損なうおそれのある情報

第2項

- 存否応答拒否：公文書の存否を明らかにするだけで、不開示情報の規定により保護される利益が侵害されることとなる場合がある情報

(6) 決定までの期間（第7条）

開示請求があった日から起算して15日以内に開示・不開示等を決定し、通知する。ただし、事務処理上の困難等がある場合は延長も可。

■開示方法・手数料（第10条）

1 公文書の閲覧・視聴	無料		
2 公文書の写しの交付			
(1) 白黒コピー（1枚）	10円	(5) DVD+R（1枚）	160円
(2) カラーコピー（1枚）	50円	(6) ビデオテープ（1巻）	190円
(3) FD（1枚）	70円	(7) 録音カセットテープ（1巻）	150円
(4) CD-R（1枚）	80円		

2 現状

(1) 開示・不開示の判断

情報公開条例、「条例の趣旨及び解釈」（部長通知）などにより判断する。

(2) 他都道府県の不開示情報

条例に規定する不開示情報については、他都道府県の条例の不開示情報と大きな違いはない。

(3) 28年度実績

【請求件数：652件】

決定等		件数	決定の割合
決定	全部公開	504	81.8%
	一部公開	110	17.9%
	不開示	2	0.3%
	小計	616	100.0%
不存在		8	—
取下げ		28	—
計		652	—

※取下げの理由としては、対象公文書が存在しないことを確認した場合や、他の方法で取得できた場合などがある。

(4) 一部開示及び不開示とした理由の内訳（山形県情報公開条例第6条第1項及び第2項）

		不開示項目	件数	割合	備考
I	①	法令秘情報	2	1.8%	
	②	個人に関する情報	73	65.2%	
	③	法人等に関する情報	69	61.6%	
	④	公共安全維持情報	0	0.0%	
	⑤	意思形成過程情報	5	4.4%	
	⑥	行政執行情報	39	34.8%	
	⑦	国等関係情報	0	0.0%	
II		存否応答拒否	2	1.8%	不開示の2件が該当
		計	190	169.6%	
一部開示と不開示の合計			112		

※「割合」は、(3)の一部開示と不開示の合計112件に対する割合。

※不開示項目の件数は、1件の請求について同じ項目が複数箇所あっても1件とカウントしている。

3 検証、見直しの視点

- (1) 不開示情報の基準
- (2) (運用) 不開示となっている情報の範囲とその考え方の検証
 - ①法人等情報の具体的な範囲
 - ・どのような情報の開示が、法人等の正当な利益を害することになるのか。
(経営方針、取引先、技術、入札実績等)
 - ②意思形成過程の範囲
 - ・審議会等でどの部分を開示すると意思形成に影響するのか。
(委員の氏名、発言者の氏名、審議内容・結果、将来的な影響の観点)
 - ③行政執行情報の範囲
 - ・どのような情報の開示が、事務・事業(将来の同種の事務・事業も含む。)の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるか。
(業務委託の積算資料や用地補償の交渉経過等)
- (3) 開示対象情報
 - ・現在、開示対象としている文書以外に開示対象とするべきものがあるか。

4 見直しの方向性及び検証結果等

- (1) 不開示情報の基準
 - 《考え方》
 - ・本県の情報公開条例に不開示情報として規定されている「法令秘情報」、「個人情報」、「法人等情報」、「公共安全維持情報」、「意思形成過程情報」、「行政執行情報」については、他都道府県の情報公開条例でも規定されているが、「国等関係情報」は本県のほかは3道県しか規定されていない。
 - ・「国等関係情報」を規定していない都府県では、「意思形成過程情報」と「行政執行情報」の箇所において、国や他の地方公共団体等の意思形成過程や行政執行に支障を及ぼす場合は不開示情報としている。
 - ・東北他県では「国等関係情報」を規定しているところはなく、機関委任事務の廃止(平成12年)に合わせて「国等関係情報」の見直し(廃止)を行った模様であり、本県でも「国等関係情報」を積極的に残しておく理由はない。

山形県情報公開条例第6条第1項第7号

実施機関が保有する国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体及び地方独立行政法人(当該実施機関が県が設立団体である地方独立行政法人である場合にあつては、当該地方独立行政法人を除き、県を含む。以下「国等」という。)に関する情報又は国等からの協議、依頼等により実施機関が作成し、若しくは取得した情報であつて、開示をすることにより、国等との適正な協力関係又は信頼関係を損なうおそれがあるもの

《方向性》

他都道府県の条例を参考に「国等関係情報」の廃止を含めた条例改正を検討していく。



《検証》

情報公開条例の一部改正（国等関係情報等）

① 状況

- ・ 行政執行情報について、本県の条例は内容を1文で規定しているが、他県の多くの条例や情報公開法（国）では、項目を分けて不開示理由をより明確に規定している。（下記「法律、条例の比較」参照）
- ・ 意思形成過程情報、行政執行情報に関し、本県の条例は、「県又は県が設立団体ある地方独立行政法人」を対象としているのに対し、他県の多くの条例や情報公開法（国）では、「国の機関、独立行政法人、地方公共団体及び地方独立行政法人」等を対象としている。（下記「法律、条例の比較」参照）
- ・ 本県の条例では、国等の情報は、国等関係情報として別に項目を設けている。（下記「法律、条例の比較」参照）

② 検証

国等関係情報を廃止し、意思形成過程情報と行政執行情報に統合するメリット、デメリットについては、以下のようなことが考えられる。

（メリット）

- ・ 不開示情報の項目が他自治体と同じレベルとなるので、県民から他の自治体と比べて国等関係情報の分だけ不開示情報の範囲が広いのではないかとこの疑念を持たれる可能性が軽減される。
- ・ 行政執行情報を項目毎に分けて理由を示すことにより、県民から解釈により不開示の範囲が広げられるのではないかとこの疑念を持たれる可能性が軽減される。

（デメリット）

- ・ 特になし

③ その他

条例改正をした場合、行政執行情報が一般条項化しないかという点については、項目毎に不開示理由が明確化されるので、一般条項化が進むことはないと思われる。

【法律、条例の比較】（他県条例の例として青森県の条例を掲載）

	山形県の条例	青森県の条例	情報公開法（国）
意思形成過程情報	<p><u>県又は県が設立団体である地方独立行政法人の内部の審議、検討又は協議に関する情報</u>であって、開示をすることにより、率直な意見の交換が不当に阻害され、意思決定の中立性が不当に損なわれ、県民その他のものに不当に混乱を生じさせ、又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</p>	<p><u>県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体の機関、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社及び地方住宅供給公社の内部又は相互間</u>における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</p>	<p><u>国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間</u>における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</p>

行政執行情報	<p>監査、検査、取締り、争訟、交渉、契約、試験、調査、研究、人事管理、公営企業の経営その他の<u>県又は県が設立団体である地方独立行政法人の事務又は事業に関する情報</u>であって、開示をすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務若しくは事業又は将来の同種の事務若しくは事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるもの</p>	<p><u>県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体の機関、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社又は地方住宅供給公社</u>が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ</p> <p>ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社又は地方住宅供給公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</p> <p>ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ</p> <p>ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ</p> <p>ホ 県、国若しくは県以外の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社又は地方住宅供給公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</p>	<p><u>国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人</u>が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ</p> <p>ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</p> <p>ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ</p> <p>ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ</p> <p>ホ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</p>
国等関係情報	<p>実施機関が保有する国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体及び地方独立行政法人(当該実施機関が県が設立団体である地方独立行政法人である場合にあつては、当該地方独立行政法人を除き、県を含む。以下「国等」という。)に関する情報又は国等か</p>	<p>(なし)</p>	<p>(なし)</p>

<p>らの協議、依頼等により実施機関が作成し、若しくは取得した情報であって、開示をすることにより、国等との適正な協力関係又は信頼関係を損なうおそれがあるもの</p>		
--	--	--

《検証結果》

〔改善案〕

- イ 「行政執行情報」を青森県の条例や情報公開法（国）のように項目毎に分け、不開示理由をより具体的に規定する。
- ロ 「国等関係情報」を削除し、「意思形成過程情報」と「行政執行情報」の対象に青森県の条例や情報公開法（国）のように「国の機関、独立行政法人、地方公共団体及び地方独立行政法人」等を加える。

(2) (運用) 不開示となっている情報の範囲とその考え方の検証

《考え方》

- ・「法人等情報」、「意思形成過程情報」、「行政執行情報」の開示・不開示の判断の参考としているものの例は次の表のとおりで、これも参考にしながら開示・不開示の判断をしている。
- ・平成 24 年度から平成 28 年度までの実績を見ると、不服申立ては取下げを除けば 0 件である。平成 29 年度は 12 月末までに審査請求が 1 件、行政事件訴訟が 1 件出されているものの全体としての件数は少ない。
 (※) 開示されたことによって不利益を被ったとして訴えられた例は過去にはない。
- ・不開示情報は社会情勢の変化等により変わる可能性があるため、常に研究が必要である。

【開示・不開示の判断の参考例】

不開示項目	判断の参考例
法人等情報	<ul style="list-style-type: none"> ・営業秘密等、開示すると法人等の権利利益を害するおそれがないか ・生産技術上又は販売上の情報などで、開示することにより、法人等の事業活動が不当に損なわれるおそれがないか ・経営方針、経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、開示することにより、法人等の事業運営が不当に損なわれるおそれがないか ・法人等の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が不当に損なわれるおそれがないか
意思形成過程情報	<ul style="list-style-type: none"> ・行政内部で審議中の案件又は内容の確認を終了していない資料等で、開示することにより、県民その他のものに不当に混乱を生じさせるおそれがないか ・調査若しくは試験研究等の結果又は統一的に公にする必要のある計画、検討案等で、開示することにより、請求者等の特定のものに不当な利益又は不利益を与えるおそれがないか ・行政内部の会議、意見交換の記録等で、開示することにより、行政内部の自由闊達な意見又は情報の交換が損なわれるおそれがないか

行政執行情報	<ul style="list-style-type: none"> ・開示することにより、事務・事業を実施する目的を失わせるおそれがないか ・開示することにより、経費の増大、実施時期の遅延など、事務・事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれがないか ・開示することにより、特定のものに不当に利益又は不利益を与えるおそれがないか ・開示することにより、反復され、若しくは継続される事務・事業又は将来の同種の事務・事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれがないか
--------	--



《検証》

意思形成過程情報の検証（「事実に関する情報」の取扱い）

① 状況

- ・ 「事実に関する情報」は非開示情報から除外するという規定は、大阪府交野市の情報公開条例に規定がある。（下記「条例の比較」参照）
- ・ 同様の規定は、本県を含め他の都道府県の条例や情報公開法（国）にはない。

② 検証

- ・ 原則開示の立場ではあるが、事実であっても開示できない情報もあるものと思われる。
- ・ 大阪府交野市でも「事実に関する情報」を「既に公になっている事実」と解釈している。
- ・ 本県でも情報公開・個人情報保護審査会の答申を踏まえ、「客観的に事実として明らかになっている情報」については開示してきており、今後もその徹底のため、運用面での対応を検討する。（条例の改正は行わない。）

③ 対応

山形県情報公開・個人情報保護審査会の答申の事例にある「客観的に事実として明らかになっている情報」は引き続き開示していくほか、参考例にも載せる対応もしていく。

《検証結果》

「法人等情報」、「意思形成過程情報」、「行政執行情報」以外のものも含めて、開示・不開示の判断については、今後も判例や、他都道府県の状況などの情報を収集し、適切な判断ができるように研究していく。

【条例の比較】（他県条例の例として青森県の条例を掲載）

	山形県の条例	青森県の条例	大阪府交野市の条例
意思形成過程情報	県又は県が設立団体である地方独立行政法人の内部の審議、検討又は協議に関する情報であって、開示をすることにより、率直な意見の交換が不当に阻害され、意思決定の中立性が不当に損なわれ、県民その他のものに不当に混乱を生じさせ、又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの	県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体の機関、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社及び地方住宅供給公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの	実施機関内部又は実施機関相互における審議、協議等に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの。 <u>ただし、事実に関する情報は除く。</u>

(3) 開示対象情報

《考え方》

「テーマ2 文書管理」において、文書の定義や管理の方法（電子文書を含む）のあり方を検討する。

《検証結果》

情報公開条例の対象となる公文書については、「テーマ2 文書管理」において文書管理規程で規定する「公文書」の定義を情報公開条例に統一することとしている。（テーマ2参照）

不開示情報に関する他都道府県の条例との比較

	所属団体名	不開示情報項目								その他
		法令秘情報	個人情報	法人等情報	公共安全維持情報	意思形成過程情報	行政執行情報	国等関係情報	公にしない任意提供の情報	
1	北海道	○	○	○	○	○	○	○		
2	青森県	○	○	○	○	○	○		○	法令秘と国の機関による指示情報は別建て
3	岩手県	○	○	○	○	○	○			
4	宮城県	○	○	○	○	○	○			衛生、交通等の規制等情報
5	秋田県	○	○	○	○	○	○		○	犯罪予防等と生命安全等は別建て
6	山形県	○	○	○	○	○	○	○		
7	福島県	○	○	○	○	○	○			
8	茨城県	○	○	○	○	○	○			
9	栃木県	○	○	○	○	○	○			
10	群馬県	○	○	○	○	○	○			
11	埼玉県	○	○	○	○	○	○		○	
12	千葉県	○	○	○	○	○	○			
13	東京都	○	○	○	○	○	○		○	特定個人情報、特定個人の死者情報
14	神奈川県	○	○	○	○	○	○		○	
15	新潟県	○	○	○	○	○	○			
16	富山県	○	○	○	○	○	○			
17	石川県	○	○	○	○	○	○		○	
18	福井県	○	○	○	○	○	○		○	犯罪予防等と生命安全等は別建て
19	山梨県	○	○	○	○	○	○			
20	長野県	○	○	○	○	○	○			
21	岐阜県	○	○	○	○	○	○		○	
22	静岡県	○	○	○	○	○	○			議会会派・議員活動情報（議会も実施機関に含まれる）
23	愛知県	○	○	○	○	○	○			
24	三重県	○	○	○	○	○	○			
25	滋賀県	○	○	○	○	○	○			
26	京都府	○	○	○	○	○	○		○	犯罪予防等と生命安全等は別建て
27	大阪府	○	○	○	○	○	○		○	
28	兵庫県	○	○	○	○	○	○			
29	奈良県	○	○	○	○	○	○			議会会派・議員活動情報（議会も実施機関に含まれる）
30	和歌山県	○	○	○	○	○	○			
31	鳥取県	○	○	○	○	○	○			小学校、中学校等の学力調査集計結果 政務活動費関係書類
32	島根県	○	○	○	○	○	○			
33	岡山県	○	○	○	○	○	○		○	
34	広島県	○	○	○	○	○	○		○	
35	山口県	○	○	○	○	○	○	○		合議制機関等会議情報
36	徳島県	○	○	○	○	○	○		○	
37	香川県	○	○	○	○	○	○		○	
38	愛媛県	○	○	○	○	○	○			
39	高知県	○	○	○	○	○	○		○	
40	福岡県	○	○	○	○	○	○		○	議会会派・議員活動情報（議会も実施機関に含まれる）
41	佐賀県	○	○	○	○	○	○	○		国等が経営する企業等の事業情報 犯罪予防等と生命安全等は別建て
42	長崎県	○	○	○	○	○	○			個人識別符号（号で独立して規定）
43	熊本県	○	○	○	○	○	○			議会会派・議員活動情報（議会も実施機関に含まれる）
44	大分県	○	○	○	○	○	○			
45	宮崎県	○	○	○	○	○	○		○	
46	鹿児島県	○	○	○	○	○	○			
47	沖縄県	○	○	○	○	○	○			公共安全維持情報は、「公安委員会と警察本部長」とそれ以外が別建て

【資料の見方】

「法令秘情報」、「意思形成過程情報」等の不開示情報の項目は、都道府県により表現や規定の書きぶりが異なる場合があるが、上記資料は本県で使用している表現で整理し、条例に規定しているかどうかについても本県の規定に近いものを同種のものとして判断している。

【コメント】

「法令秘情報」、「個人情報」、「法人等情報」、「公共安全維持情報」、「意思形成過程情報」、「行政執行情報」については、全都道府県の情報公開条例において規定されている。

「国等関係情報」とは、「実施機関が保有する国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体及び地方独立行政法人（当該実施機関が県が設立団体である地方独立行政法人である場合にあっては、当該地方独立行政法人を除き、県を含む。以下「国等」という。）に関する情報又は国等からの協議、依頼等により実施機関が作成し、若しくは取得した情報であって、開示をすることにより、国等との適正な協力関係又は信頼関係を損なうおそれがあるもの」である。